（司法書士法施行令の一部改正）

第四条　司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「あるもの」の下に「、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。第十五号において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十五　農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業　農地中間管理機構

（土地家屋調査士法施行令の一部改正）

第五条　土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「あるもの」の下に「、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。第十五号において同じ。）」を加え、同条に次の一号を加える。

十五　農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業　農地中間管理機構

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第六条　独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「限る。）」の下に「、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構」を加える。

（旧独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第七条　独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第四百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第百十八条第五項の項中「若しくは農地利用集積円滑化団体」を「、農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構」に改める。

別表（第二条関係）

農用地	法第十八条第四項第三号イに掲げる要件
木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地	その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
農業用施設の用に供される土地	その土地を効率的に利用することができると認められること。

法務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十七号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第一条（第一号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行期日は平成二十六年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年三月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十八号

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年三月十一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年二月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十九号

金融商品取引法施行令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）の施行に伴い、並びに同法附則第十八条、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第一条　金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条）」を「第三十七条の二）」に、「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第一条の十六中「同条第二十四項第五号」を「同条第二十四項第三号の二及び第五号」に改める。